

## 東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱

制定 平成13年 3月30日 12環廃指第702号

改定 令和 5年 1月31日 4環資産第615号

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の2第8項に定める、特別管理産業廃棄物管理責任者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第2条の4第5号イ、ロ及びハに定めるポリ塩化ビフェニルに係る産業廃棄物を排出する事業者が設置する責任者を除く。以下「責任者」という。）の設置に関し必要な事項を定める（八王子市の区域を除く都内に限る。）。

### (定義)

第2条 この要綱において、感染性産業廃棄物管理責任者とは、法施行令第2条の4第4号に定める感染性産業廃棄物を排出する事業者が設置する責任者をいう。

2 この要綱において、廃石綿産業廃棄物管理責任者とは、法施行令第2条の4第5号トに定める廃石綿等の産業廃棄物を排出する事業者が設置する責任者をいう。

3 この要綱において、廃水銀産業廃棄物管理責任者とは、法施行令第2条の4第5号ニに定める廃水銀等の産業廃棄物を排出する事業者が設置する責任者をいう。

4 この要綱において、廃油・廃酸・廃アルカリ・特定有害産業廃棄物（以下「廃油・廃酸・廃アルカリ等」という。）産業廃棄物管理責任者とは、法施行令第2条の4に定める特別管理産業廃棄物を排出する事業者のうち、前各号に定める特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を排出する事業者が設置する責任者をいう。

### (責任者の資格)

第3条 責任者の資格は、次のとおりとする。

一 感染性産業廃棄物管理責任者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「法施行規則」という。）第8条の17第1号に定める者

二 前号に定める者のうち、法施行規則第8条の17第1号ハに規定する「これと同等以上の知識を有すると認められる者」とは、第8条に規定する責任者講習会を修了した者とする。

三 感染性産業廃棄物管理責任者以外の責任者

法施行規則第8条の17第2号に定める者

四 前号に定める者のうち「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）」とは、次に掲げる実務経験（イ及びロの合算を含む。）とする。

イ 法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者、同第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者の設置する処理施設において、当該施設の運転、維持管理等に従事した実務経験。

ロ 法第8条（第9条の3を含む）又は第15条に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において、当該施設の運転、維持管理等に従事した実務経験。

五 法施行規則第8条の17第2号りに規定する「イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者」（以下「知識を有すると認められる者」という。）とは、第8条に規定する責任者講習会を修了した者とする。

なお、自動車用バッテリーを廃棄する事業場は、特別管理産業廃棄物「廃酸」を排出することから、同バッテリーに関する業務に限り一級、二級及び三級の自動車整備士並びに自動車整備電気装置整備士を「知識を有すると認められる者」とすることができる。

（責任者の設置に係る報告書の提出）

第4条 排出事業者は、責任者を設置した場合には、次に掲げる責任者ごとに、必要事項を記載した報告書を、指定した期日までに必要書類を添付し、東京都知事に提出しなければならない。ただし、試験、研究、建設工事等において特別管理産業廃棄物が排出される場合であって、当該試験、研究及び建設工事等が30日以内に終了する場合には、届出を要しないこととする（廃石綿産業廃棄物管理責任者を除く。）。

一 感染性産業廃棄物管理責任者

設置後30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書（様式1）及び必要書類を提出すること。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 事業場の名称、住所及び電話番号

ハ 責任者の氏名、職名及び資格

ニ 責任者を設置した年月日

ホ 責任者が、法施行規則第8条の17第1号イ又はロに定める者である場合には、当該事項を証する書面の写し

へ 責任者が、法施行規則第8条の17第1号ハに定める者のうち、医学、薬学、保健学、衛生学又は獣医学の課程を修めて卒業した者である場合には、当該課程を修めて卒業したことを証する書面の写し

ト 責任者が、法施行規則第8条の17第1号ハに定める者のうち、これと同等以上の知識を有すると認められる者である場合には、第8条第1号に規定する講習会修了証の写し

二 廃石綿産業廃棄物管理責任者

工事着工前に、次に掲げる事項を記載した報告書（様式2）及び必要書類を提出すること。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 建設工事の名称、現場事務所の住所及び電話番号

ハ 責任者の氏名、所属及び資格

ニ 工事期間（石綿除去工事の期間（工事現場から廃石綿等を搬出するまでの保管期間

を含む。))

- ホ 責任者が、法施行規則第8条の17第2号イからトに定める者である場合には、当該事項を証する書面の写し
- へ 責任者が、法施行規則第8条の17第2号チに定める者である場合には、実務を行った事業場の長による実務経験を証する書面の写し
- ト 責任者が、法施行規則第8条の17第2号リに定める者である場合には、第8条第2号に規定する講習会の修了証の写し
- チ 廃石綿等の処理を行う者に関する事項等を記載した計画書（「廃石綿等処理計画書（様式5）」という。）

### 三 廃水銀産業廃棄物管理責任者の責任者

設置後30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）及び必要書類を提出すること。

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 事業場の名称、住所及び電話番号
- ハ 責任者の氏名、職名及び資格
- ニ 責任者を設置した年月日
- ホ 責任者が、法施行規則第8条の17第2号イからトに定める者である場合には、当該事項を証する書面の写し
- へ 責任者が、法施行規則第8条の17第2号チに定める者である場合には、実務を行った事業場の長による実務経験を証する書面の写し
- ト 責任者が、法施行規則第8条の17第2号リに定める者である場合には、第8条第2号に規定する講習会の修了証の写し

### 四 廃油・廃酸・廃アルカリ等産業廃棄物管理責任者

設置後30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書（様式4）及び必要書類を提出すること。

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 事業場の名称、住所及び電話番号
- ハ 生ずる特別管理産業廃棄物の種類及び当該特別管理産業廃棄物の具体的名称
- ニ 責任者の氏名、職名及び資格
- ホ 責任者を設置した年月日
- へ 責任者が法施行規則第8条の17第2号イからトに定める者である場合には、当該事項を証する書面の写し
- ト 責任者が法施行規則第8条の17第2号チに定める者である場合には、実務を行った事業場の長による実務経験を証する書面の写し
- チ 責任者が法施行規則第8条の17第2号リに定める者である場合には、第8条第2号に規定する講習会の修了証の写し
- リ 自動車用バッテリーを廃棄する事業場の責任者が第3条第五号に定める者のうち、一級、二級若しくは三級の自動車整備士又は自動車整備電気装置整備士である者の場合には、当該事項を証する書面の写し

(責任者の変更に係る報告書の提出)

第5条 排出事業者は、第4条の規定により提出した報告書の記載内容等に変更が生じた場合（排出する事業場を変更する場合を除く。）には、次に掲げる責任者ごとに、変更事項及び変更内容を記載し必要書類を添付した報告書を、速やかに東京都知事に提出しなければならない。

一 感染性産業廃棄物管理責任者

次に掲げる事項を記載した報告書（様式1）及び必要書類を提出すること。

イ 氏名又は名称及び住所

ロ 事業場の名称、住所及び電話番号

ハ 責任者の氏名、職名及び資格

ニ 責任者を変更する場合には、責任者を変更する必要が生じた事由及び当該事由が発生した年月日

ホ 責任者を変更する場合であって、責任者が、法施行規則第8条の17第1号イ又はロに定める者である場合には、当該事項を証する書面の写し

ヘ 責任者を変更する場合であって、責任者が、法施行規則第8条の17第1号ハに定める者のうち、医学、薬学、保健学、衛生学又は獣医学の課程を修めて卒業した者である場合には、当該課程を修めて卒業したことを証する書面の写し

ト 責任者を変更する場合であって、責任者が法施行規則第8条の17第1号ハに定める者のうち、これと同等以上の知識を有すると認められる者である場合には、第8条第1号に規定する講習会修了証の写し

二 廃石綿産業廃棄物管理責任者

次に掲げる事項を記載した報告書（様式2）及び必要書類を提出すること。

イ 氏名又は名称及び住所

ロ 建設工事の名称、現場事務所の住所、電話番号及び石綿除去工事の期間

ハ 責任者の氏名、所属及び資格

ニ 責任者を変更する場合には、責任者を変更する必要が生じた事由及び当該事由が発生した年月日

ホ 責任者を変更する場合であって、責任者が、法施行規則第8条の17第2号イからトに定める者である場合には、当該事項を証する書面の写し

ヘ 責任者を変更する場合であって、責任者が法施行規則第8条の17第2号チに定める者である場合には、実務を行った事業場の長による実務経験を証する書面の写し

ト 責任者を変更する場合であって、責任者が法施行規則第8条の17第2号リに定める者である場合には、第8条第2号に規定する講習会の修了証の写し

チ 廃石綿等処理計画書の記載内容に変更がある場合には、変更内容を記載した廃石綿等処理計画書

三 廃水銀産業廃棄物管理責任者及び廃油・廃酸等産業廃棄物管理責任者

次に掲げる事項を記載した報告書（廃水銀産業廃棄物管理責任者にあつては様式3、廃油・廃酸・廃アルカリ等産業廃棄物管理責任者にあつては様式4）及び必要書類を提出すること。

イ 氏名又は名称及び住所

- ロ 事業場の名称、住所及び電話番号
- ハ 責任者の氏名、職名及び資格
- ニ 責任者を変更する場合には、責任者を変更する必要が生じた事由及び当該事由が発生した年月日
- ホ 責任者を変更する場合であって、責任者が、法施行規則第8条の17第2号イからトに定める者である場合には、当該事項を証する書面の写し
- ヘ 責任者を変更する場合であって、責任者が法施行規則第8条の17第2号チに定める者である場合には、実務を行った事業場の長による実務経験を証する書面の写し
- ト 責任者を変更する場合であって、責任者が法施行規則第8条の17第2号リに定める者である場合には、第8条第2号に規定する講習会の修了証の写し
- チ 自動車用バッテリーを廃棄する事業場の責任者を変更する場合であって、責任者が第3条第五号に定める者のうち、一級、二級若しくは三級の自動車整備士又は自動車整備電気装置整備士である者の場合には、当該事項を証する書面の写し

(責任者の廃止に係る報告書の提出)

第6条 排出事業者は、第4条の規定により報告した責任者を廃止した場合には、東京都知事に廃止報告書(様式6)を速やかに提出しなければならない。ただし、廃石綿産業廃棄物管理責任者については、第4条第二号ニの期間の終了をもって廃止したものとみなす。

(責任者の専門的知識の習得に係る努力義務)

第7条 責任者は、法第12条の2第6項に定める業務を担当するとともに、特別管理産業廃棄物処理に係る最新の専門的知識について、積極的にその習得に努めることとする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者講習及び実施機関)

第8条 特別管理産業廃棄物管理責任者講習及び実施機関は、別途、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要項運用基準」で定めるものとする。

(その他)

第9条 本要綱で定めるもののほか、本要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 8月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年 1月31日から施行する。

東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱  
運用基準

制定 平成 13 年 3 月 30 日 12 環廃産第 702 号

改定 令和 元年 5 月 29 日 31 環廃産第 179 号

(趣旨)

第 1 この運用基準は、東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱第 8 条各号に掲げる特別管理産業廃棄物管理責任者講習に関する必要な事項を定める。

(特別管理産業廃棄物管理責任者講習)

第 2 都知事は、特別管理産業廃棄物管理責任者講習の業務を行う者を指定する。

2 前項の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を都知事に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 五 実施する予定の責任者講習の区分
- 六 実施する予定の責任者講習の時間割、講師、テキスト等講習会の内容、実施期間及び実施場所等に関する事項
- 七 その他、必要な事項

(特別管理産業廃棄物管理責任者講習及び実施機関)

第 3 特別管理産業廃棄物管理責任者講習及び実施機関は、当分の間、別表 1 及び別表 2 に掲げるものとする。

附 則

この運用基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 25 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 29 年 6 月 30 日から遡及適用。

別表 1

責任者名	講習会名	実施機関
全ての産業廃棄物 管理責任者	「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」 又は、 「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」	所在地 東京都千代田区二番町 3 番地 名 称 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

ただし、別表 2 の責任者名欄に掲げる責任者については、別表 1 に加えて別表 2 の講習会名欄に掲げる講習会の受講を認めることとする。

別表 2

責任者名	講習会名	実施機関
感染性産業廃棄物管理責任者以外の責任者（クリーニングを行う事業場のうち、特別管理産業廃棄物を排出する事業場）	クリーニング師研修 ／第 1 型	所在地 東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号 名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター